

国立大学法人大阪大学大学院基礎工学研究科及び基礎工学部と
大阪府立産業技術総合研究所の教育研究連携に関する協定書

国立大学法人大阪大学大学院基礎工学研究科及び基礎工学部（以下「甲」という。）と大阪府立産業技術総合研究所（以下「乙」という。）は、甲乙両機関における教育研究活動における連携及び交流に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、教育及び研究における相互連携の充実及び発展を図り、もって、科学技術の向上及び地域産業の振興に寄与することを目的とする。

（連携・交流事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる連携及び交流を実施するものとする。

- 1 教育研究連携
- 2 情報交流
- 3 その他両機関が必要と認めること

（教員の委嘱）

第3条 甲は、甲の教育研究活動を一層活性化するため、乙と協議の上、乙の研究員を招へい教授若しくは招へい准教授、その他甲が認める職（以下「連携教員」という。）に委嘱する。

（研究指導等）

第4条 連携教員は、乙施設内において甲に所属する学生（以下「学生」という。）に対し、研究指導等を行うことができる。

2 前項の研究指導等は、大阪府立産業技術総合研究所学生研修実施要領に従い実施する。

（産業振興に関する情報交流）

第5条 乙は、府内産業の振興を図るため、中小企業の技術及び開発課題に関して、甲と情報交流を行うものとする。

（協定の見直し）

第6条 この協定は、甲乙双方における諸制度等の改正に応じて、随時見直しを図るものとする。

（協定の期間等）

第7条 この協定は、平成19年9月1日から実施し、平成20年3月末までとする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までにいずれの当事者から別段の意思表示がない場合は、

同一の条件で 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

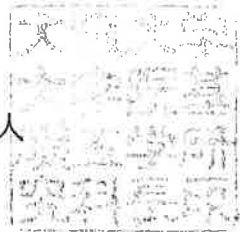
第8条 この協定に定めのない事項、若しくはこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通を所持するものとする。

平成 19 年 12 月 14 日

甲 大阪府豊中市待兼山町 1-3
国立大学法人大阪大学
基礎工学研究科長
基礎工学部長

戸 部 義 人



乙 大阪府和泉市あゆみ野 2 丁目 7 番 1 号
大阪府立産業技術総合研究所長

宮 原 秀 夫

